

国土建労第74号
平成26年12月1日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

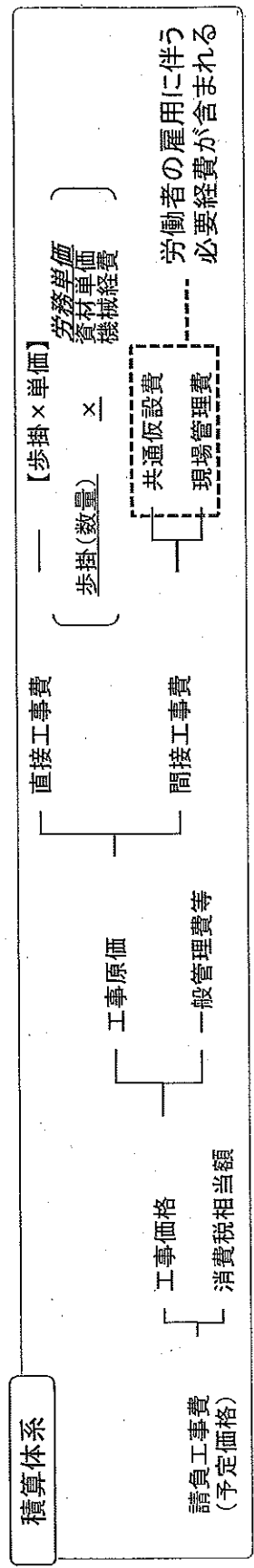
下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成26年12月1日付け国土建推第37号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する、東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、建設労働者の雇用に伴い必要となる法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費等の企業経費を含んだ労務単価の参考公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
 - ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)
- ※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

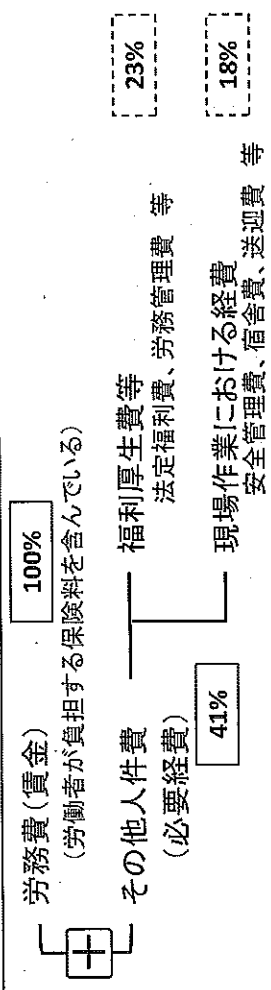
建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

労働者の雇用に伴い必要経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した平均値
(注2) 上記のうち、労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たたる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

都道府県名	普通作業員	交通誘導 警備員A
△△県	16,900 (23,800)	11,900 (16,700)
□□県	16,600 (23,300)	11,500 (16,200)

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費

